

3要素から構成される。基本運賃料金は通運事業の中核をなす業務と付帯業務につき、各料金種別ごとに単位当り料率を定

め、一定のものについては全国を4段階の号級に区分して較差を設け、他は全国一率となっている。適用方は運賃料金の收受

基本運賃料金表(昭和32・6現在)

種 別				号 級 別				
				1号級	2号級	3号級	4号級	
取扱料	小口扱	発 送	50kg までごとに	円 15	円 15	円 15	円 15	
		到 着	〃	10	10	10	10	
	車 扱	発 送	1 t までごとに	37	37	30	30	
		到 着	〃	30	30	25	25	
貨車積卸料				積 込	74	69	62	57
				取 卸	〃	62	57	50
集貨料 または 配達料	小口扱	3 km 以内	30 kg まで	30	30	30	30	
			30 kg をこえるものは 10 kg までを増すごと に	7	7	7	7	
		3 km をこえるものは 2 km までを増すごとに	30 kg まで	6	6	6	6	
			30 kg をこえるものは 10 kg までを増すごと に	2	2	2	2	
	ただし関係鉄道の集配区域内のものは、距離にかかわらず 3 km 以内の料率による。							
	車 扱	2 km 以内	1 t までごとに	200	190	180	170	
		3 km 以内	〃	220	210	200	190	
		4 km 以内	〃	235	225	215	205	
		5 km 以内	〃	250	240	230	220	
		5 km をこえるものは 1 km までを増すごとに	〃	20	20	20	20	
貨 物 引 換 証 料		発 送	1 通につき	110	110	110	110	
		到 着	〃	50	50	50	50	
品代金 取立料	発 送	5,000 円まで	1 口につき	90	90	90	90	
		10,000 円まで	〃	180	180	180	180	
		10,000円をこえるものは 10,000円までを増すごとに	〃	90	90	90	90	
	到 着	5,000 円まで	1 口につき	60	60	60	60	
		10,000 円まで	〃	120	120	120	120	
		10,000円をこえるものは 10,000円までを増すごとに	〃	60	60	60	60	
着 払 手数料	発 送	1,000 円まで	1 口につき	30	30	30	30	
		5,000 円まで	〃	60	60	60	60	
		5,000 円をこえるものは 5,000 円までを増すごとに	〃	30	30	30	30	
	到 着	1,000 円まで	1 口につき	20	20	20	20	
		5,000 円まで	〃	40	40	40	40	
		5,000 円をこえるものは 5,000 円までを増すごとに	〃	20	20	20	20	
移送料	小口扱	30m をこえるもの	50 kg までごとに	15	15	15	15	
		30m をこえ 50m まで	1 t までごとに	50	50	50	50	
	車 扱	50m をこえるものは 10m までを増すごと	〃	10	10	10	10	
保 管 料		小 口 扱	100 kg 1 日までごとに	20	20	20	20	
		車 扱	1 t 1 日までごとに	20	20	20	20	
はしけ等の水上運搬具を使用する場合の集貨料または配達料は、当該地方におけるはしけ等の所定運賃による。水揚料またははしけ積料は、当該港湾における沿岸荷役の所定料金による。								

はしけ等の水上運搬具を使用する場合の集貨料または配達料は、当該地方におけるはしけ等の所定運賃による。水揚料またははしけ積料は、当該港湾における沿岸荷役の所定料金による。

条件・計算方法および特殊な場合における取扱方を定め、割増率表は取扱物品の種別・作業方法および自然的条件等に応じて、一定の率を加算割増する仕組となっている。

参考文献 太田猛夫著 通運事業運賃料金の解説(昭和29)。(太田猛夫)

つううんじぎょうちようさきそく 通運事業調査規則 通運事業法は第37条第1項において「運輸大臣は第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、通運事業者または通運計算事業者に、事業に関し報告させることができる」と規定している。通運事業調査規則は、この規定にもとづき徴集する報告に関する手続を定めたものである。この規則は昭和25・12運輸省令第100号をもって公布され、翌26・1・1から施行された。28・6に報告類の簡素化のため一部改正が行われた。この規則により提出すべき報告は、定期報告と臨時報告に分れ、定期報告は営業報告書・業務数量・運搬具・従業員・施設等に関する報告書で8種類がある。(高柳 卓)

つううんじぎょうのかいけい 通運事業の会計 小運送業法(昭和12・4法律第45号)第5条「主務大臣ハ小運送業者ヲシテ其ノ事業ニ関シ報告ヲ為サンメ……」により、小運送業法施行規則(昭和12・9鉄道省令第6号)第21条「小運送業者ハ毎年4月1日ヨリ翌年3月31日迄ノ営業概況報告書ヲ取扱駅毎ニ作成シ毎年5月31日迄ニ之ヲ提出スベシ。会社ニ在リテハ前項ニ依ルノ外営業年度毎ニ営業報告書ヲ当該営業年度経過後2月内ニ提出スベシ」と制定されて、営業報告書の作成および提出義務が初めて課せられた。昭和24年小運送業法が廃止され、これに代って通運事業法(昭和24・12法律第241号)が制定されたが、同法第25条「通運事業者は、省令で定める様式の帳簿書類によりその会計を処理しなければならない」により、通運事業の会計処理について、これが省令に委任されたのである。委任規定が定められた後、企業会計原則の設定・商法および税法の改正等、財務関係諸法令および遵守すべき会計基準が改められたので、企業会計原則を基盤とし、通運事業の業態に適應する会計処理方式をもって体系づけ、さらに商法および税法との調整をはかって規程化した「通運事業の財務諸表の様式を定める省令」(昭和28・2運輸省令第6号)が、通運事業法施行後4年にして制定されたのである。

一方経営成績および財政状態の成果表示としての営業報告書は、同法第37条第1項「運輸大臣は第1条の目的を達成するため